

目次資料紹介

「英国賦税要覧」について

井上 一郎
（租税調査員室）

本書については、税大通信二五九号（昭和六三・三・一）一二頁において、「合衆国収税法」（一八六六年版）を紹介したさい、明治初年の外国事情の撰取の状況を説明するため引き合いにだしたのである。そこで、そのくだりを、次に記してみよう。すなわち、

……何礼^{がれいし}之氏^しによって、一八六九年一月九日、ロンドン、マクミラン社から出版された Baxter R. Dudley 著の『The Taxation of the United Kingdom, Parleyread before the Statistical Society of London』が、「英国賦税要覧」として明治四年初秋に、「官許のもとに、^{（イ）} 盈科^{（イ）} 齊^{（イ）} 蔵^{（イ）} 版^{（イ）} として」訳出刊行され、合衆国収税法ともども欧米の租税資料の訳出本としては早い時期のものである。

と紹介しておいた。

さて、訳者の何礼之氏がいかなる人物であるかについては、多くの紹介があるので、ここでは、それに譲^{（二）}り、若干を書きとどめれば、後年、元老院議員をつとめた人であり、同「會議筆記^{（三）}」（議事録）によって知ることができるが、ともかく、幕末から明治初年にかけて泰西の学に通暁していた数少ない人物であることは、つぎの各種の訳本^{（四）}ものになっていることからも知りうる。その一例をみると、明治四年、「通法撮要」、「米国律例」およびヨングの「政治略原」があり、そのうえ、ここで紹介する「英国賦税要覧」がある。

ついで、明治九年、モンテスキューの『De l'Esprit des Lois, 1748（法の精神）』が「万法精理」（一八分冊本）として出版され、さらにはベンサムの「民法論綱」が上梓されている。何の脈絡もなく、ほぼ手当り次第沢山紹介されてきたといっていだらう。ともかく積極的に泰西の事情の導入にこれつとめた人物であることに相違はない。

さて、本訳書「英国賦税要覧」は、和装本二冊仕立てであって、縦二一・八糎、横一五・五糎で、巻一、二を通

じて総丁数四六を数える。読みこなすには適當の量であろう。

次に簡単に内容にふれてみると、訳本の題名からすると、原書出版時の英国の租税の種類及び課税上の諸条件を便覧的にまとめたものともとれるのであるが、目次および本文からすると、たんなる租税の種類等の列挙的紹介ではなく、財政学的思考によって裏打ちされた租税論とでもいふべきものであるように思われる。

例えば、第一回の「英国ノ財政ノ原ヲ論ス」は、いうまでもなく、英国の国家体制を前提とした財政活動の必然的必要性を、簡単な文章ではあるが、含蓄にとんだ言葉で表現していると思われる。そして、その財政を支えるものに租税が配置されていると説く。これが第二回の「租税ノ本旨」である。その本旨の具体化が、第三回に述べる「収税ノ法」であり、ついで租税の負担のさせ方からこれを第四回において、「租税ノ大区分」を明らかにし、いわゆる直間負担の合理性の根拠乃至は両者の調整の問題を説明しようとするわけである。

そこに論理の一貫した発展を見る思いがする。そして、第五回以降は、第四回までの論理の発展に適應する個別税法の在り方が説明される。

ともかく、本訳書がわが国にもたらされてから一二〇年にもなろうとするが、今なお、論旨の展開からみても、本誌上で紹介するに十分の価値があるように思われる。近代税制を支えていく論理の構築の過程で見失ってはならないものの一つであろう。

本書は、昭和六二年一一月、横浜市の税理士久米幹夫氏から、横浜中税務署をつうじて租税資料室へ寄贈のあったものであることを附言し、寄贈者に対し、厚く御礼を申しあげる。

(一) まとまったものとしては、大久保利謙歴史著作集5所収の「幕末英字史上における何礼之」を見よ。

(二) 元老院会議筆記Ⅱ国立公文館所蔵2 A・34―5単一九三二―Ⅱ自第五三四号至第五四一号中、第五三四号議案所得税法の部○明治二〇年二月二日第一読会の条出席議員の名簿中五二番に名をつらねている。四頁参照

(三) 幕末から明治初年(九年頃まで)にかけて、泰西の事情を積極的に紹介した人物には、何礼之氏のほか、次の人物がみえる(敬称略)。津田真一郎、西周助(周)、神田孝平、加藤弘茂(弘之)、鈴木唯一、提毅士志、瓜生三寅、福地源一郎、福沢諭吉、箕作麟祥、重野安繹、子安宗峻、柴田昌吉、神田孟恪、山口良蔵、中村敬一郎、天野御民、馬屋原彰、大築拙蔵、何幸五郎、大井憲太郎、林正明、中村正直、児玉惇一郎、藤田九二、星亨、平山成一郎、小幡篤次郎、錦織精之進、鍋島直彬、中里正衡、大島貞益、簗田直蔵、村田保、永峰秀樹

日本法史年表 熊谷開作ほか編 日本評論社、一九八一年参照

(四) 英国賦税要覧を除き、前注の「日本法史年表」参照

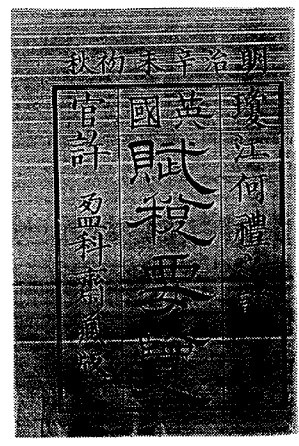
本書を紹介するにあたって、次のような処置をした。すなわち、

- 一 漢字の表記については、常用漢字又は当用漢字等新しい表記のあるものについては、すべてこれになおした。新しい表記のないものは旧のままとした。
- 二 件等の合字は、これをわけて、トキ等になおした。
- 三 濁点は、これを付せず、もとの表記のままとした。
- 四 句読点は、適宜これを付して、読みやすくした。
- 五 表記上フリガナを付することが適当と思われるものには、これを付した。また、外国名の宛字には可能な限りカナを付した。

六 漢数字の表記については、次によつた。

一千三百六拾五万貳千參百五拾五↓一三六五万二三五五

なお、漢数字を入れるのが読みやすい場合には、それによつた。



〔例言〕

一 原書ハ「デ・タキセーシユン・オフ・デ・ユナイテツト・キングドム」ト称シテ、英国賦稅書ノ義ナリ。經濟ノ
 学士「アル・ドュドリー・バキストル」ノ所著ニシテ、一八六九年全國ノ會計ヲ総載シタル者ナリ。

一 書中所載ノ度量ハ皆英國ノ通用ナリ。今之ヲ尺ク我制度ニ改ムルトキハ、徒ニ煩ヲ増スノミ。故ニ、書中ニハ唯
 タ原名ヲ存シテ、爰ニ其ノ概略ヲ挙ク。

貨幣 六〇匁ヲ以テ一兩ト為ス

一ペンニー

九分〇七五

一 シルリング 一二ペンニー

二 朱ト三匁三九

一 磅^{ポンド} 二〇シルリング

三 兩二歩二朱ト三分

重量

一 磅

一二一匁六分

一 クォートル

三貫四〇四匁八分

尺度

一 方里

二六町〇二畝二八歩

容量

一 ガルロン

二 舂〇八勺四八七五

一 ブッセル八ガルロン

一 斗六舂六合七勺九

英国賦税要覽

目次

〔例言〕

卷之一

第一回	英国ノ財政ノ原ヲ論ス	六九五
第二回	収税ノ本旨	六九六
第三回	収税ノ法	六九九
第四回	租税ノ大區別	七〇三

卷之二

第五回	収入及資産ノ税	七〇五
第六回	用度ニ於ル税	七〇八
第七回	職業及郵便ノ税	七一
第八回	地方ノ「レート」及「トール」別税ノ名	七二三
第九回	租税ノ総算	七二六

第一回 英国ノ財政ノ原ヲ論ス

我カ英国ノ封疆ヲ顧ミルニ、泰西ノ孤島ニシテ、僅カ十二万方里英国ノ尺度ニ過ス。之ヲ世界ノ大ニ比スレハ恰モ彈丸黒子ノ如シ。^(一)其即チ發財ノ源ニシテ淺且小ト云フ可シ。然ルニ富強ノ名実ヲ得テ、宇内ニ雄飛スル。^(二)全ク国民ノ勤勵敏捷ナルニ由ル有ルノミ。

或ハ武威ヲ輝シテ海外ヲ征服シ、或ハ民種ヲ移シテ不毛ヲ開拓スルコト、玆ニ二百有五十年、今日ニテハ我國民ノ瀾漫ビマンセル処、南北ノ米利加洲ヨリ亜細亜、アフリカ亞弗利加及海洋群島ニ到リ、其土地四五〇万方里、其戸口一億五五〇〇万ニ及ヒ且他ノ土人ト雖モ亦我カ正朔ヲ奉ズルニ及ヘリ。^(三)^(四)

機巧ノ發明、製作ノ工夫ニ心思ヲ勞スルコト一〇〇年、遂ニ汽機・鐵道ノ兩大利ヲ發明シ、以テ億兆ノ使用ニ供セリ。实ニ近世文運ノ一大幫助ニシテ遐邇ノ来往比隣ノ如ク至便ニ有無ヲ通シ、いたはじ到処ノ諸港、我カ船舶殆ト水面ヲ蔽ヘリ。是ヲ以テ毎歲輸入・輸出スル所ノ貨物其価銀五億磅磅ハ英ノ貨量ニシテ一磅ハ凡ソ我カ五兩ニ当ル。即チ二〇「シリング」ナリニ至ルナリ。^(五)

生計ノ道斯ノ如ク興旺ナルニ随フテ、戸口日ニ増シ月ニ加ハリ、則チ泰西ノ諸國中ニテ人民ノ輻湊スル第一ト為リ、現今住民殆ト三千余万ニ至ル。之ヲ農耕ノ所産ノミニテ扶持セント欲スレハ、必ス人員ノ四分ノ三八其食以テ足ラサ

ルヘシ。

工芸ニ依リテ大利ヲ獲ヘ且ツ之ニ従事シテ厚給ヲ得ルコト容易ナルカ故ニ、国民一般ノ家収(一〇)忽チ増加シテ一年ノ通計大約八〇億磅ニ至ル。而シテ其中三億二五〇〇磅ハ全ク工作者ノ所産ニ属ス。

地主、金主ノ蓄積ニ属スル所ノ資産ハ、前条ニ比スレハ其数稍少ナケレトモ、其実産土田動財金貨ヲ合スレハ六〇億磅ニ至レリ。附録ノ第一節ヲ見ヨ

国債此内「テルミネーブル」「アンヌイテイ」ノ原高五〇〇〇万磅ヲ包ムノ高、凡ソ八〇億磅アリ。其息金ノ出計毎歳二六六〇万磅、即チ国民歳収(二二)ノ三步ト三分ノ一二当ル。

本国及ヒ海外ノ所領ヲ保護スル陸軍ノ資費一五四〇万磅、海岸ヲ警衛シ貿易ヲ保護スル海軍ノ資費一二〇万磅、合計二六〇〇万磅即チ国民歳収ノ三步ト三分ノ一二当ル。

政府ヲ建テ、其政ヲ修理センカ為メニ治務(二三)、外務、法院、郵便、学校、収税等ノ諸局ヲ設置ス。其資費一六〇〇万磅、即チ国民歳収ノ二歩ニ当ル。

無靠ムコウノ窮民シンジユツヲ賑恤シ坊街ノ邏卒ヲ配置シ、道路ヲ營繕シ陰抗(二四)ヲ掃除シ及ヒ気燈ヲ点スル工夫ノ諸費、其他海港市頭橋等ヲ保持スル諸費通計二二五〇万磅、即チ国民歳収ノ三步ニ当ル。

以上ノ四件通計九一五〇万磅、即チ国民歳収ノ一割五歩半ニ当ル。之ヲ歳出ノ定度ト為シ、此算計ヲ更ニ詳カニセンカ為メ、之ヲ左ニ表記ス。

一八六八年財用ノ歳入歳出及版図ノ表

平方積 一二万里

戸口 三〇〇〇万人

歳入 八億磅

資産 六〇億磅

国債 八億磅

歳出 収税及ヒ其取扱ノ費用ヲ包含ス

第一 国債ノ利息 二六六〇万磅 歳入ノ三分ノ一ニ居ル

第二 陸軍ノ資費 一五四〇万磅。

海軍ノ資費 一一二〇万磅 合計二六六〇万磅歳入ノ三分ノ一ニ居ル

第三 政府ノ資費 一六〇〇万磅 歳入ノ二歩ニ居ル

第四 救卹〔恤〕及ヒ地方ノ諸費 二二五〇万磅 歳入ノ二歩ト六分ノ五ニ居ル

通計九一五〇万磅

貿易

輸入 二億七五〇〇万磅

輸出 二億二五〇〇万磅

通計五億磅

海外所領

平方積 四五〇万里

戸口 一億五五〇〇万

以上ノ會計其額數浩大ニシテ、真ニ驚ク可ク、以テ我カ英國ノ繁榮スル基礎ヲ示スニ足レリ。斯ノ如ク繁榮ヲ極メテ富饒ヲ致ス所以ハ、宇内ノ都会ニシテ四方ノ舟車盛ニ輻湊シ、而シテ万事他國ニテヨウジヨウスレハナリ。此超乘スル大業ヲ保ツテ泰山ノ安キニ居ラシメンニハ、其費用実ニ亦タ浩大ナラサルヲ得サルカ故ニ、國民ヲシテ租稅ヲ樂輸セシメ、憂戚ノ色無カラシムルヲ緊要トス。是ヲ此レ國家ノ財用ヲ理成スル者ト云フ可シ。

夫レ此ノ如ク歳出夥多ナリト雖モ、冗費アルコトナシ。然ル所以ハ人民商業ヲ專ラニシ、相競テ其績成スル所ノ価値ヲ廉ニシテ市頭ニ售ラント欲シ、之カ為メニ瑣細ニ至ルマテ、孟浪ナルコト無ク、政府ハ百事ヲ成就シ、用度ヲ節制スルヲ緊要トシテ以テ諸官皆勉勵スレバナリ。

第二回 収税ノ本旨

収税ノ法ハ權衡ノ如ク、平均ニシテ偏頗ナキヲ要トス。是「アダムスミット」ノ名及ヒ諸大家ノ要訣ニシテ、世上一般ノ定論タリ。之ヲ實際ニ施行スルニ至リテハ、議論紛々トシテ同シカラサレトモ「アダムスミット」及ヒ古ノ經濟家ノ説ニ由レハ、庶民ノ歳収ニ比較シテ、之ヲ賦課スルヲ允当トス。其論ニ曰ク、凡ソ國ノ臣民タル者ハ、政府ノ保護ニ依ラスシテ安全ヲ得ル者ナケレハ、亦務メテ政府ヲ維持センカ為メニ、其資産相当ニ出金ス可シ。其割合ニ至リテハ貧富ヲ論セス。各人、家収ノ多寡ニ応スル者トス。譬ヘハ我カ英國ノ如キハ、每人出税ノ實額所謂什一ノ割ニ当ル。即チ之ヲ算計スルニ「アダムスミット」氏ノ法則ヲ以テスルトキハ、其出入ノ序左ノ如シ。

富家 每歳ノ収入 五〇〇〇磅

同 出税 五〇〇磅

技芸工商 毎歳ノ収入 五〇〇磅

同 出税 五〇磅

力作者 毎歳ノ収入 五〇磅

同 出税 五磅

然レトモ「ヘンタム」、「ミール」及ヒ後來ノ諸家ニ於テ、右ノ法則ハ真ノ平均齊一ト為ス可ラサル理ヲ弁シテ曰ク、貧家、衣食ノ資中ヨリ輸納スル所ノ租税ハ、之ヲ豪富ノ有餘中ヨリ出ス者ニ比スレハ難易懸隔シ、肉ヲ剝クノ患ニ非ラスヤ。是ニ於テ、天下皆ナ此ノ論ヲ奉シ、以テ貧家、細民ノ歳収ハ衣食營生ノ資ニ属スル者ナレハ、須ラク課税ヲ輕クシ、或ハ全ク免除シテ可ナリトス。又「ベントン」氏ノ法ニ從ヘハ、家内ノ最寡ノ極ヲ仮定シテ五〇磅ト為シ、此高ニ至ル迄ハ総テ無税ニシテ可ナリトス。是レ理ニ於テ一点ノ弊アラスト云フ可シ。然レトモ、此法ハ独リ直税ニ限レハ、之ヲ實際ニ施スヘシト雖トモ種々ノ間税アルヲ以テ、更ニ施スヲ得ス。何者、間税ハ今日需ムル所ノ物価中ニ含ム者ニシテ、其人ヨリ之ヲ分算セサルヲ以テ、税ノ多少ヲ定メント欲スレトモ、諸品其価ヲ異ニシテ多ク購ムル者ニハ、之ヲ増シ、少ク買フ者ニハ之ヲ減スヘキヤ、其行フ可ラサルハ顯然タリ。

此故ニ現今我カ英国ニ施ス所ノ税則ハ、畜ニ生活ノ要需ニ租税ヲ徵セサルノミナラス。貧家ニ至リテハ、歳出ノ用度ト雖モ亦之ヲ免除ス。財政中ニ此法アルヲ以テ、前文ニ述ヘタル哀矜ノ趣意ヲ達シテ、民ノ困苦ヲ恤レミ而シテ又タ酒及ヒ煙草ノ如キ、人ヲ惡習ニ誘導スル物ハ、貧家ト雖モ其税ヲ重クシ、以テ民ノ之ニ浸淫スルヲ戒ム。

「アダム・スミット」ノ税法ヲ基トシ、加フルニ諸家ノ論ヲ斟酌シテ、以テ左ノ法則ト為スヘシ。

第一 衣食ノ用度ニ重税ヲ賦ス可ラス。

第二 煙、酒ノ如キ無益ノ贅品ニ重税ヲ賦ス可シ。

第三 右ノ兩件ヲ除キ、其余ノ收入ニ就キテ相当ノ税ヲ賦ス可シ。

第四 租税ハ、宜シク一定同経ナルヲ要ス。随意ナルヘカラス。不平均アル可ラス。

第五 租税ハ、之ヲ納ムル者ノ極メテ便利ナル時ト、法トニ從フヘシ。

第六 租税ハ、務メテ其高ヲ減シテ、民産ヲ培育ス可シ。

右ノ法則ニ從フテ税ヲ賦シ、而シテ之ヲ納ムル者ハ、其身分ニ応シテ過度ノ受用ヲ為ササレハ、左ノ算計ト為ル

一年ノ收入 五〇〇〇磅ノ富家

出税 五〇〇磅一割ニ
当ル

同 收入 五〇〇磅ノ商職家

出税 四五磅九歩ニ
当ル

同 收入 五〇磅ノ力作者

出税 三磅一〇「シルリング」七歩ニ
当ル

此法ニテハ要品ノ税ヲ減シテ贅物ノ税ヲ増スカ故ニ、国民能ク其本分ヲ守リテ過度ノ費ヲ為ササル者ハ夫レ文ケ出税ヲ免カルルノ理ナリ。

右上中下三等ノ家収ハ國中ヲ平均シタル大数ナリ。實際ニ於テハ或ハ田土ヨリ出テ、或ハ金貨ヨリ出テ或ハ工芸ヨリ出ルニ從フテ差異アル可シ。

第三回 収税ノ法

億兆ノ金ヲ億兆ノ民ヨリ徴ス。其法タル税ヲ賦スルニ於テ、唯タ一種ニ定ム可キヤ、或ハ數種ニ定ム可キヤ、以テ能ク其効ヲ見ルコト孰レヲカ善シトセン。「アダム・スミット」ノ論ヲ用ヒテ貧富ヲ問ハス。國中一般ヲ平均シテ每人ノ家収ヨリ十分ノ一ノ税ヲ納メシムルトキハ、取立ノ容易ナラサルノミナラス。弊害モ亦少カラス。稍富饒ノ民ト雖モ其ノ苛煩ニ堪ヘサル可シ。況ヤ貧窶ノ者ニ至リテハ、実ニ一日モ之ヲ施行シ難シ。必ラス逋欠ヲ生セン。且又一度逋欠スレハ豈、償納ノ期有ルヲ得ン。此故ニ租税ハ須^{スベ}ラク其種類ヲ多クシテ、民ノ貧富ニ準シ億兆ノ中ニ數目ヲ立テテ分配スルヲ善シトス。是レ今日迄テ經驗スル所ナリ。

国民ノ租税ヲ負フハ兵卒ノ糧糞ヲ負ニ同シ。瞬間モ之ヲ卸スヲ許サス。故ニ其疲勞ヲ救ハント欲シテ歴來百方ヲ盡シタリ。実ニ一條ノ紐革其処ヲ得サレハ全囊ノ重サ一方ニ偏集シテ堪ユ可ラサル者ト為ル。此故ニ其重サヲ整齊シテ宜ク滿背ニ均分セシム可シ。人智ノ關ケルニ随フテ心ヲ勞シ思ヲ焦シ許多ノ方法ヲ設ケタレトモ一利ヲ得レバ一害隨ツテ生ス。故ニ之ヲ負フ者肺疾ヲ患ハサレハ跛脚ト為リ。皆ナ元氣ヲ保ツコト能ハスシテ、遂ニ斃ルルニ至ル。此レ條革ノ偏倚シテ全重ヲ均分セサルカ故ナリ。

租税ハ、右ノ如ク国民ノ決シテ卸ス可ラサル重荷ナルカ故ニ、財政ヲ執ル者ニ於テ其驗明ヲ竭クササル可ラス。銖銖ノ税ト雖モ、其法ヲ得サレハ必ス其疾苦ニ堪ヘサル可シ。宜シク之ヲ國民一体ニ均分シテ輕重偏倚ノ患ヘナキ章程アルヲ要ス。

歴來、其章程ヲ立テタルコト數回ニアラス。然レトモ皆ナ不幸ニシテ未タ至当ヲ得ス。且其実効ヲ見ルニ彼ノ担者ヲ

扶持セサル而已ナラス。却テ全国ノ民瘼ヲ醸生シ即チ、徵税ノ桎梏、其身ヲ束縛ス。之カ為メニ心思、鬱悒シ進退、困窮シテ手足ヲ措キ、飲食ヲ承ル所ナキニ至リ。終ニハ工芸、衰微シテ貿易零落シタリ。是故ニ國ノ大臣、其桎梏ヲ解キ去ルヲ以テ任ト為シ、爾來心思ヲ費シ汲々トシテ、其療法ヲ求ムレトモ一新ノ功ヲ奏スルニ至ラス。之ヲ完全シテ善美ヲ盡ス迄テハ尚オ税法ニ於テ改正ス可キ事業鮮ナカラスト知ル可シ。

然レトモ若シ良法ヲ考ヘ得テ、之ヲ施ストキハ彼ノ兵卒ノ課程ヲ増スコト無フシテ糧糞ヲ輕クス可キ所謂勞スル所少ナクテ功ヲ見ルコト多キノ方術無キニシモアラス。希クハ將師ニ於テ全軍ノ元氣ヲ傷ルコト無ク、此行陣ヲ全クスルヲ得ヘ永ク億兆ヲシテ其恩沢ニ浴セシメ賜ハンコトヲ。

租税ノ目数、一八四一年以來甚タ減少セリト雖モ、尚オ數種アリ。之ヲ簡易ニ記スヘシ。

計簿ニ載スル所ノ官税ヲ八種ニ分ツ。即チ「コストム」輸入輸
出ノ税、「エキサイス」内地産、
物ノ税、「スタアムプス」証印、
ノ税、「ア

スセスト」家、
税、「インコム・エンド・プロペルチイ」收入及資、
産ノ税、「ポスト・ヲフィシ」郵便、
ノ税、「コロランランズ」公田、
ノ税、

「ミセルレンシユス」雜
税是ナリ。右ノ部類中ニ唯タ取立方ノ相似タルノミニテ、其ノ趣意全ク相類セサル者ヲ混同スルコトアリ。是等ハ旧習ノ然ラシムル所ニシテ別ニ意アルニ非ス。

「コストム」税ハ、維廉王第一世前ヨリ既ニ國中ニ施行シタリ。「コストム」トハ故例旧習ト云フ義ニテ、上古ヨリ海ロヲ出入スル貨物又ハ橋梁、渡頭ヲ越ル物品ヨリ租税ヲ取り今日迄テ陸続トシテ断ヘサル故ニ、此名ヲ得タリ。今日ノ「コストム」税ハ、之ヲ賦スル物品、只數種ナリト雖モ、其額浩大ニシテ緊要ノ税ト為レリ。

「エキサイス」税ハ、一六二六年ニ始メテ内地ノ産物ヨリ之ヲ抽キ取り、其後停止セシカ一六四三年ニ至リ議院ノ議定ニ依リテ、再ヒ、エール酒、ビール酒、サイドル酒、ベルリー酒ニ限りテ之ヲ賦シ、之ヨリ永久ノ正税ト為リタ

リ。今日ニテハ其酒品ノ外売酒ノ免状料及ヒ賃車、鉄道、射獵ノ免状料、飼犬ノ税モ此類ニ属ス。

「アッセスト」税ハ、原ト「フエメージ」ト称シテ、維廉王第一世ノ頃ヨリ、煙窓一孔ニ就キテ若干ノ貢ヲ奉リタル故例ナリシカ、其後廢止シ、チャールズ查耳斯王第二世ノ時ニ至リテ再興シテ、竈税ト為リ、維廉王第三世ニ至リテ家税、窓税ノ名目ト為レリ。

「スタアムプ」税ノ濫觴ハ、昔シ和蘭國、イムヘネグベイン西班牙國ト大ニ戰爭シテ軍費ニ窮シタル時ニ、國中ニ令ヲ下シテ曰ク、新ニ租税ノ良方ヲ工夫シタル者アルニ於テハ、大賞ヲ与ヘント。此ニ於テ諸人心思ヲ勞シ、竟ニ此税ヲ發明ス。之ヲ一六二四年ニ採用シ、同七一年ニ至テリ始メテ我カ英國ニ施行ス。同九四年ニ至リ「プロベート」遺物ノ証書ノ類遺物ノ証書ヨリモ亦取立タリ。

爾後、其数愈々多ク、其品益々異ニシテ証書、手形ノ類ヨリ「インシユレンス」危險ノ受負「プロベート」遺物ノ証書遺物、シ「レゲール」遺物、証書「シユクセスシユン」承業ノ証書其他一切ノ免許状、藥劑ノ官許等ニ於テモ取立ルコトト為リタリ。

「インコム」税ハ、一七九八年ニ其時ノ宰相「ヒット」氏ノ始メテ設ケタル所ナリ。

「ローカル」地方税、即チ別税ハ七王割拠ノ頃ノ郡賦ノ遺風ニシテ、国税ノ中ニ於テ尤モ旧キモノナリ。

租税ノ目ヲ區別スルトキハ、右ノ如クニシテ各其ノ由来アラサルハ無シ。然レトモ「エキサイス」及ヒ「スタアンプ」税ノ如キニ至リテハ一目ノ中ニ数種ノ品類アリ。一々ニ之ヲ分解スルハ無用ニ属スル者トス。

倍テ經濟家ノ論ニ拠ルトキハ、租税ノ品類ヲ区分スルコト甚タ精密ナリ。其学科ニ則チ曰ク、賃金ノ税、曰ク、田地ノ税、曰ク、利益ノ税、曰ク、給料ノ税、曰ク、收入ノ税、物品ノ税、約定ノ税、郵便ノ税、詞訟ノ税、地方ノ税、是ナリ。此論ハ極メテ至當ニシテ理上ニ於テハ一喙ヲ容ル能ハスト雖モ其區別精微ニ過キテ、實際ニ施行シ難シ。是故ニ現用ニ供スルニハ、只タ簡易明白ニシテ人々ノ速ニ會領スルヲ以テ第一ト為スナリ。

然レハ、其區別ニ於テ簡易ナル手段アリヤ、曰ク、古法ニ之レアリ。即チ、國課ヲ直税、間税ノ二種ニ分ツ。是ナリ。直税トハ都^ステ其本人ヨリ直ニ輸納スルモノニテ家税、地税ノ如キヲ云フ。間税トハ買者ト売者ノ間ヨリ出スルモノニテ其税ハ乃チ物価中ニ包含ス。輸入輸出税「エキサイス」税ノ如キヲ云フ。

然レトモ直税ト間税トハ、必竟、租税ヲ納ムル模様ニ依リテ之ヲ區別スル者ニテ、其本来ノ品質ニ就キテ之ヲ區別スル者ニアラス。故ニ之ヲ以テ至当不易ノ名目ト為シ難シ。譬ヘハ收入税、家産税ノ如キハ、其本人ヨリ之ヲ納ムルトキハ直税ト為リ、借主或ハ典主ヨリ之ヲ出ストキハ間税トナルカ如シ。

更ニ租税ヲ區別スル一法アリ。甚タ簡易ニシテ速ニ解シ易ク、即チ其品質ニ於テ判然タル區別アリ。従来ノ經濟書ニ未タ之ヲ論セス。

第一 收入及ヒ資産ノ税即チ「レシート」受取

第二 耗出ノ税、即チ「アオトゴインク」度用

右ノ兩種ハ伝来最モ久シクシテ、收入ノ税ハ、地方ノ別税ヨリ始リ、耗出ノ税ハ輸入・輸出ノ物品ヨリ上納セシ者ニテ時運ノ開花ニ從フテ正當ノ官税ト為レリ。

收入ノ税ハ、往古封建ノ頃ノ直税ニシテ、耗出ノ税ハ、其頃ノ間税ナリ。而シテ直税ハ当然ノ義務ニシテ、苟クモ田地家屋ヲ有スル者ハ、決シテ微調ヲ免ル可ラス。間税ハ随意ノモノニシテ、其人ノ儉奢ニ從フテ増減ヲ為ス。即チ贅品ヲ購ムルコト多カラサレハ納税モ亦尠キカ如シ。

官税ノ目亦多シト雖モ、其原ヲ推ストキハ都^ステ此二種中ニ在ラサルハ無シ。然リ而シテ別ニ一種アリ。時トシテハ收入ニ屬シ、時トシテハ耗出ニ屬ス。即チ左ノ類是ナリ。

第三 職業、通信ノ租税及ビ免許料

昔シ封建ノ頃ニハ、之ヲ日シテ直税ト為シタリシカ、其後經濟家ニ於テ其理ヲ推シテ之ヲ間税ト定メタリ。地方ノ税モ亦、間直ノ二類相混シ、時トシテハ地主ノ收入ヨリ輸納シテ直税トナリ。時トシテハ借主ノ耗出ヨリ輸納シテ間税トナルナリ。

地方ノ税ヲ、斯ク直間ノ二類ニ區別シ、其ノ比例ヲ一定スルコトハ經濟家ノ心思ヲ費ス要務ニシテ、甚タ容易ノ者ニアラス。之ヲ別款、即チ地方税及ヒ「トヨル」通行ノ条ニ出シ、其処ニ於テ詳論セリ。

第四回 租税ノ大區別

今我英國ニ行ハルル税目ヲ枚挙シ、其類ヲ分ツテ之ヲ論セン。是ハ頗ル迂遠ニ似タリト雖モ諸税ニ就テ彼此ノ比例ヲ明カニ通曉シ、而シテ國家ノ財政ノ宜シキヲ得ルト否ルトヲ領會スルニハ欠ク可ラサル要務ナリ。

先ツ初メニ國ノ歳入中ニ就テ、其幾許ハ純粹ノ租税ニ屬スルヤ、其幾許ハ渾合ノ租税ニ屬スルヲ定ムルコト肝要ナリ。去ル九年ノ間ノ歳入ヲ平均スレハ、一年七〇〇〇万磅ト為ル。地方ノ税ハ、年々加増シテ遂ニ二二五〇万磅ト為ル。之ヲ合算シテ渾税ノ總計九二五〇万磅ト為リ。而シテ一八六七年四月ヨリ同八年ノ四月ニ至ル一年ノ歳入ヲ會計スルトキハ、官税六九六〇万磅、地方ノ税二二五〇万磅ニシテ總計九二一〇万磅ナリ。

此全額ノ中ニ公田ノ租金或ハ其所産ノ佃金アリ。是レハ國ノ公財ニ屬ス故ニ、純税ニアラス。港口ノ費用及ヒ「トヨル」ノ税アリ。是ハ会社ノ資産ニ屬ス。故ニ純税ニアラス。郵便ノ利益アリ。是ハ甚タ廉價ヲ以テ衆人ノ用ヲ達シ、而シテ職業ノ生息ニ屬ス。故ニ純税ニアラス。其他印度ノ繳納金、旧儲ノ物、遺失ノ物、無主ノ畜類等ヨリ收納スル雜入アリ。

此等モ租税ノ名アルノミニテ以上ハ皆ナ渾税ニシテ純税ト自ラ別ナリ。一八六七年ノ會計ニ拠レハ其総額左ノ如シ。

官ノ歳入

公田 三四万磅

郵便ノ利益 三三三万磅

雑入 二五九万磅

地方ノ歳入

会社ノ資産 五〇万磅

港口ノ費用 二三四万磅

総計九〇〇万磅 之ヲ渾税九二二〇万磅ノ額ヨリ引去ルトキハ、其剩ル所ノ八三一〇万磅、即チ純税ノ全額トナル。

此會計ヲ基トシテ全国人民ノ收入ヲ八億磅ト做ストキハ右純税ノ全額ハ、即チ其一割ト三分ノ一余ニ当ルナリ。

右ノ八三一〇万磅ノ純税中ニモ又全ク引キ去ル者ナキニアラス。譬ヘハ文武ノ官吏其他租税ヲ以テ資用ト為ス者アリ。此輩ノ所納ノ租税ハ、原ト取立タル租税中ヨリ出ル所ノ租税ニシテ、一物兩用ヲ為ス故ニ、之ヲ引キ去リテ真ノ純税ハ凡ソ七六〇〇万磅ニシテ国民ノ收入政府ヨリ受用スルモノヲ除ク七億二〇〇〇万磅中ヨリ輸納スル所ノモノナリ。

實際ノ算ヲ為ストキニハ判然ト此ノ區別ヲ定メ難シ。是レ租税中ヨリ納ムル所ノ租税ト、国民総体ノ收入ヨリ出ス所ノ租税トノ境界ヲ區別シ難ケレハナリ。

故ニ先ツ英国ノ租税ヲ八三〇〇万磅ト看做シ、続ヒテ之ヲ賦スル所ノ財原ヲ説ク可シ。

賦税要覽卷一終

第五回 收入及資産ノ稅

第一類ノ租稅ハ、收入及資産ニ賦スル者ニシテ、大抵ハ其家収一年一〇〇磅以上ニ非レハ之ヲ賦セス。此總額四億磅ニシテ、全國歳入ノ總額ニ照セハ、略ホ其一半ニ当ル。而シテ之ヲ二種ニ區別シテ、一ハ收入ヨリ納ムル者ト為シ、一ハ財本ヨリ納ムル者ト為ス。

收入ニ賦スル稅

第一 收入及資産ノ稅 此稅ハ土地、家屋、農業、積金、職業、俸給、捨扶持等緒種ノ收入ヨリ輸納スル者ヲ、皆此類ニ入レ、一磅ニ就キ五ペンス。即チ、二步ノ算例ニテ、總計六一七万七〇〇〇磅ト為ル。

第二 地稅 此稅ハ其由来最モ旧ク、昔ハ一年ノ地代一磅ニ付四「シルリング」ヲ取りシカ、其後地代ノ高下ニ拘ラス之ヲ以テ定租ト為シ、又漸ニ減少シテ今日ニテハ、大概國中ノ田地家屋共其賃租ノ一步ト定メ、其高一〇九万三〇〇〇磅ト為ル。

第三 法曹ノ「フンヅ」租金及規銀 是ハ收入或ハ財本ヨリ輸納スル者ニシテ、二二万八〇〇〇磅ト為ル。

右收入ヨリ所納ノ租稅總計七四八万八〇〇〇磅

財本二賦スル税

第四 一切動財ニ就テノ遺書ノ允許ノ税及遺書ナキ資産取扱方ノ税 此税ハ平均シテ財本ノ二歩、即チ終身ノ家収

ノ二歩ト三分ノ二ニ當リ、押印ノ規銀モ此中ニ包ンテ一七七万三〇〇〇磅ト為ル。

第五 遺物讓受ノ税 此税ハ夫妻ニアラサル外ハ、一切ノ授受動財ノ遺業及売却スヘキ実産ニ就キテ「プロベート」

税ト俱ニ之ヲ輸納ス。平均シテ財本ノ二歩半、即チ終身ノ家収ノ三歩ト三分一ニシテ二六万二〇〇〇磅ト為ル。

第六 承業ノ税 此税ハ夫妻ヲ除ク外ハ、一切ノ実産動財ヲ承ケ続ク者ニ賦ス。之ヲ「レグーシー」税ニ比スレハ、

稍寛裕ニシテ、終身ノ家収ノ財本上ニテ漸ク一步半ニ當リ其額七二万一〇〇〇磅ト為ル。

第七 証券其他文書ノ印税 此等ハ多ク財産ノ授受ニ就テ出タス所ニシテ、大抵ハ財本ヨリ之ヲ輸納ス。即チ国民

ノ歳入四億磅ノ三步余ニ當リテ、総高一六〇万二〇〇〇磅ナリ。然レトモ其賦スル所僅少ニシテ輸納ノ時モ一定セサルカ故ニ其失費ヲ確算シ難キ者アリ。

右財本ヨリ所納ノ租税総計六二五万八〇〇〇磅

右ノ如ク收入及財本ヨリ所納ノ税額総計一三七四万六〇〇〇磅、即チ国民ノ歳入四億磅ノ三步半ニ稍不足ス。其内二歩ハ家収ニ属シ、一步半ハ財産ニ属ス。

更ニ資産ヨリ出ス所ノ税ノ弊ヲ説クヘシ。此税ハ継嗣タル者其資産ヲ承受スルニ先タツテ納ムル者ニテ、明カニ二様ノ損失ヲ受ク。其一ハ右ノ納メシ税額ニ随フテ即チ、承受スヘキ財本ヲ減シ、其一ハ右財本ノ減シタルヲ以テ嗣後ノ生息スヘキ年々ノ家収ヲ失フ。然ハ則チ此租税ハ尋常ノ收入税ニ比スレハ、頗ル重キ者ト云フ可シ。蓋シ尋常ノ收入ヨ

リ輸納スル者ハ、嘗ツテ財本ヲ失フコト無キカ故ニ、之ヲ繼嗣ニ伝ヘテ年々ノ生息ヲ獲ヘケレハナリ。譬ヘハ今一〇万磅ノ財本ヲ有スル者アリ。及チ遺書ヲ立テ其允許ドミニストーション「プロベート」或ハ「アノ税トシテ二歩、即チ二〇〇〇磅ヲ輸納スルトキハ其繼嗣タル者、此後年々右二〇〇〇磅ノ財本ニテ一年四歩半ノ利ヲ得ルト見テ九〇磅ノ損失ヲ受ル理ニ当ルナリ。而シテ此九〇磅ヲ以テ、右ノ一〇万磅ヨリ二〇〇〇磅ヲ引去リタル剩リ額、即チ九万八〇〇〇磅ノ収入ニ賦スル者トスレハ、其税二歩以上ト為リ。加フルニ又タ嗣後ニ於テ二歩ノ収入税、即チ四〇磅ヲ出ス可キ二〇〇〇磅ノ財本ヲモ失フナリ。先ツ其人ノ資財ヲ保有スル一代ノ期限ヲ三三年ト看做シテ、二〇〇〇磅ニ於テ其一年ノ利息ヲ四歩半ト定メテ之ヲ受ルト做ストキハ、右一〇万磅ノ財本ヨリ二歩ノ税ヲ納メンカ為メニ、即チ一年ノ損失九〇磅ト為ル。若シ此九〇磅ノ利息ヲ年々ニ受ル者ト做シテ三三年ヲ経ルトキハ、彼ノ二〇〇〇磅ノ全額ヨリモ九七〇磅過超スルナリ。此故ニ財本ヨリ「プロベート」税ヲ輸納セシムルハ畢竟官ニ於テ別ニ每人ノ収入税ニ就キ大略三分ノ一ヲ減却スルニ異ナラス。之ニ拠テ以テ推算スルトキハ「プロベート」及「アトミニスレーション」ノ税ヲ平均二歩ノ比例ニテ財本ニ賦スル者ト為セハ、実ニ出税者ノ収入ヨリ二磅一三「シルリング」四「ペンス」ノ租税ニ当ルナリ。

「プロベート」遺書、「レゲーシー」遺物及承業ノ允許ヲ乞フテ、時々ニ税金ヲ輸納スル者甚タ多シ。一度之ヲ納ムルトキハ毎年ノ収入ヲ減シ、随フテ其人ノ用度モ減スルカ故ニ、自ラ國ノ歳入ヲ減ルニ至ル理ニ非スヤ。

真ニ經濟ノ經濟タル理ニ拠リテ論スルトキハ、財本ヨリ輸納スル租税ハ、流通スル所ノ用度ニ賦ス者ト同様ニス可ラス。財本ヲ減スルトキハ、之ニ準シテ他ノ税ヲ減シ、終ニ國ノ不利ト為ル可シ。然リト雖トモ國債ヲ償還センカ為メニハ、之ヲ賦シテモ妨ケ無シ。是ハ國民ノ財本減少スル丈ケ國民ノ負荷税出ヲ輕クスル者ニテ長短相補フニ足ル。

第六回 用度ニ於ケル税

第二類ノ租税ハ、二様ノ根源ヨリ納ム。曰ク、建設ノ税、家屋、従僕、車馬等是ナリ。曰ク、必用補養ノ食物ノ税是ナリ。必用トハ穀物ノ類、補養トハ茶、タバコ可非、アルコール酒精、タバコ烟葉ヲ云フ。此数品ヲ以テ乃チ「アスセスト」、「コストム」、「エキサイス」ノ三大税ノ過半ト為ス。

建設ノ税

此税ハ大抵家租二〇磅、持主ノ収入一〇〇磅以上ニアラサレハ賦セス。

第一 「アスセスト」税 此ハ租金二〇磅以上ノ家屋及従僕、車馬、徵号、等ニ賦ス。家税ハ都テ租金一磅ニ付九

「ペンス」ト定ム。

其家ノ租金二〇磅以上ニシテ店ヲ開ク者ハ、別ニ一磅ニ就キ其半高、即チ四「ペンス」半ヲ賦ス。是ハ大抵地主ヨリ輸納スルニアラス。馬税ハ騎乗俱ニ賦スルノミナラズ、之ヲ飼フテ工業ニ供スル者ニモ賦ス。其額二三六万磅ナリ。

競馬、金銀盤ノ税、狩猟、飼犬農事ニ供スル者ヲモ含ムノ免状料モ同前ノ者ニテ其額五九万磅ナリ。

第二 火災請負ノ税 此ハ用心家ノ家屋及動財ニ於ル租税ニテ、乃チ請負ヲ乞フタル財産ノ原価一磅ニ付一「シリ

ング」六「ペンス」ヲ賦ス。今一人アリ。租金一〇〇磅ノ家屋及什器ヲ合シテ二〇〇〇磅ト算定シテ、請負ヲ乞フトキハ、其税三〇「シリリング」ニシテ乃チ家租ノ一步半ト為ル。其額九七万四〇〇〇磅ト為ル。此中ヨリ職業ノ受負三〇万磅ヲ引去リテ剩額六七万四〇〇〇磅ナリ。

總計三六二万四〇〇〇磅、殆ント四億磅ノ一步ニ当ル

必要補養ノ食物ニ於ル税

此ヲ明解センカ為メニ三種ニ區別ス

第三 必用食物ノ税 此種ノ租税ヲ律令ニ載スル者ハ、唯タ穀物ニ於ルノミニシテ「クオルトル」ニ付「シル

リング」ヲ賦ス。其高八七万磅ナリ。

第四 必用ノ食物ニ亜^ック者即チ、無害ノ雜食ノ税 此種ハ一〇〇年以來、穀肉ニ亜キテ欠ク可ラサル食料ト為リテ、

男女貴賤ノ別無ク之ヲ奉用スレトモ畢竟時世ノ習俗ニ從フテ然ル者ナリ。医者ノ論ニ拠レハ其滋養ノ功ハ昔

日ノ乳汁ニ劣ルト云フ。

茶一「ポント」ニ付六「ペンス」

其額二八二万七〇〇〇磅

コーヒー、チコリー椰実

其額五五万磅

砂糖一「ポント」ニ付一ペンス

其額五六四万六〇〇〇磅

砂糖ハ雜品中ノ欠ク可ラサル食料ニシテ、殊ニ孫兒ノ好ム者タリ。然レトモ其価ハ麵粉、乳汁ヨリ貴ク滋養ノ力ハ之ニ及ハス。上下俱ニ宴樂ノ食料ト看做スナリ。此外ニ他国ヨリ輸入スル所ノ果実薏苡等アリ。此類ハ糖ヨリモ其功少ナク全ク宴樂ノ食ニ屬ス。其税四四万七〇〇〇磅。

總計九四七万磅

第五 酒精及烟草ノ税 此ハ贅食ナルコト無論ニシテ、過用スレバ病ヲ醸シ、終ニハ国民ノ害ト為ル故ニ、特ニ其

税ヲ重クシテ其過用ヲ防ク。葡萄酒ウアイン平均一「カルロン」ニ付ニシルリング

其税一四七万磅

麦酒、此ハ麦芽一「ブッセル」ニ付二「シルリング」八「ペンス」半ノ税ヲ賦ス。一「ブッセル」ノ麦芽ニ

テ一八「ガルロン」ノ麦酒ヲ製スルト看ルトキハ一「ガルロン」ニ付一「ペンス」五分ノ四ノ税ト為ル。

其税六三〇万磅

酒精、内地ノ人民ハ「エキサイス」税ニ於テ之ヲ納ム。其高一〇五一万磅、外国人ハ「コストム」税ニ於テ之ヲ払フ。其高四三〇万磅。平均シテ一「ガルロン」ニ付一〇「シルリング」ニ当ル。

其税一四八一万磅

烟草、平均一「ポント」ニ付三「シルリング」四「ペンス」

其税六五四万磅

右三種總計二九一二万磅

必用補養ノ食料ヨリ輸納スル税額合シテ三九五六万磅、即チ國中ノ官税ト地方税ト凡ソ半高ト為リテ、国民歳入ノ總額八億磅ノ五步ニ当ル。此金額ノ中ニテ必用補養食料ノ税八一〇三四万磅ニシテ、即チ其一步ト四分ノ一ニ当リ、酒精及烟草ノ税ハ二九一二万六〇〇〇磅ニシテ、即チ其三步ト四分ノ三ニ当ル。

此故ニ、酒精・烟草ノ税ハ、買主乃チ売者ノ手ヲ仮リテ現金ヲ國ニ納ムル者ニシテ、國中ノ男女老幼ヲ概シテ每人ノ

収入中ニ於テ「ポンド」ニ付「ペンス」ノ税ヲ払フニ当ル。

第七回 職業及郵便ノ税

租税ノ第三類ハ、格段ノ職業ニ就テ輸納スル者ニテ大抵ハ免許料トシテ、之ヲ取立ツ。蓋シ蒸氣車ノ切手ノ如キハ之ニ屬セス。則チ租税ニ屬ス。昔シ政府ノ典例ニ拠ルトキハ有税ノ物品ヲ販売スル者ハ、免許ヲ得ルニ由テ租税ヲ納ムルカ為メニ其価ヲ増加ス。譬ヘハ、茶、酒ノ如キハ始メ之ヲ製スルニ就テ、一タヒ税ヲ出シ而シテ之ヲ売ルニ就テ又タ税ヲ出スカ故ニ即チ二重ノ收斂ヲ蒙ルヲ以テ其価騰揚シ、終ニ買門ヲ減シテ其利ヲ失フニ至ル。之ニ反シテ無税ノ物品ヲ取扱フ者即チ鉄匠、布鋪等ニ至テハ絶ヘテ斯ノ如キコト無シ。

此類ノ租税ヲ五種ニ分ツテ左ニ列示ス。

第一 文業律師、医、教其他尋常ノ工業師ノ類

アトロニー訟師、コンフヒヤンセル資産授受人ノ取扱人、為替屋、競売、金銀ノ取扱人、質店、鷹師、骨牌匠、製菓師、醋、石鹼、紙匠、及新發明ノ免許料、茶、「コーヒー」ノ仲買等ノ諸税其額五七万六〇〇〇磅。

第二 貿易 為替手形、八二万磅

切手類五六万二〇〇〇磅

海上請負 税局ノ入費 火難請負五六万七〇〇〇磅

合 一 九 四 万 九 〇 〇 〇 磅

第三 酒精及烟草ノ仲買

酒売一三万二〇〇〇磅

釀酒家、麦芽店、麦酒店、七五万磅

酒精店、蒸溜師、七〇万五〇〇〇磅

烟草店及製造師 八万一〇〇〇〇磅

合一六六万八〇〇〇磅

第四 運送及雜課

馱馬及賃車、二八万四〇〇〇〇磅

鐵道、四八万六〇〇〇〇磅

駅局 諸費ヲ引
去ル者 一五一万七〇〇〇〇磅

雜課、八万磅

合二三六万七〇〇〇磅

總計六五六万磅

右ノ全額ハ、即チ國民、歳入ノ七分五厘余ニ当ル。此等ノ租稅ハ之ヲ納ムル者果シテ誰ニ屬スルヤノ疑問アリ。昔ヨリ之ニ答フルニ、或ハ売主ニ屬スト云ヒ、或ハ買客ニ屬スルト云フテ其說紛紛タリ。之ヲ要スルニ、其時ノ事情ニ随テ、或ハ此ニ賦シ、或ハ彼ニ取リテ一定シ難シ。

文業其他尋常ノ工業及茶、可非^{ノイヒ}ノ仲買ノ如キハ其職業ノ免許ノ數ニ限度アリ。或ハ百千ノ同業相競フカ故ニ、工料及物価ヲ貴クスルトキハ、人民此ヲ置キテ彼ニ赴クヲ以テ、之ヲ廉賤ニシテ売ラサルヲ得ス。然ラハ其稅ハ、即チ其人

ノ収入税ト看ルヘシ。

切手類ノ押印税ハ、其料甚タ些少ナルヲ以テ、人民ヨリ賠償セシメテ其価ヲ取ルニ足ラス。故ニ仲買ノ収入税ト看ルヘシ。

鉄道及賃車ハ、其賃價ニ定度アリテ、妄ニ増減スルヲ得ス。故ニ其税ハ乃チ其持主ヨリ輸納スル者ト看ルヘシ。

然レトモ、為替手形ニ至リテハ貿易ノ費ノ一部ニ属シテ商賈之ヲ物品ノ大宛價值中ニ加ユルカ故ニ、買主ヨリ輸納スル者ト看ルヘシ。

釀酒家、麦酒店、酒精舖、烟草、酒店、及質屋、仲買ハ皆ナ其免許料ヲ物価中ニ加ヘテ、之ヲ買主ニ売却スルナリ。此免許料ハ乃チ「コストム」、「エキサイス」ノ重税ニシテ、其額五歩ヨリ一割迄ノ加増トナル。

駅局ノ余金諸費ヲ引キ去ル者モ亦用度ニ於ル租税ニ属ス。

第八回 地方ノ「レート」及「トール」ノ別名税

我英國ノ市區ハ、土地相隔ルニ随フテ、其會計一様ナラス。且定度アルコト無ク諸事暗昧ニシテ雲霧中ニ在ルカ如シ。殊ニ蘇格蘭ニ至リテハ其輕重及調賦ノ形状ヲ明カニ開示スルコト能ハス。蓋シ昔時薩李屋朝ノ頃ハ府邑ノ集合スルヲ好マス。彼此ノ情実相通セス。其弊終ニ各府各邑ノ土風ト為ルヲ以テ、彼此ヲ平均スルコト能ハス。試ニ今日之ヲ顧ミルニ彼此ノ課金相同シキ者アラズ。

賃租ヲ取ル価

別税ヲ賦スル価

英蘭 一億一〇〇〇万磅

九四〇〇万磅

蘇格蘭 一六〇〇万磅 一四〇〇万磅

アイルランド 一五五〇万磅 一三〇〇万磅

意而蘭 一億四一五〇万磅 一億二一〇〇万磅

総計 一億四一五〇万磅

租税及用度ノ全額ヲ算計シテ、其証ト為スヘキ者ヲ挙ケテ、左表ニ載ス。此額數、英國ニ於テハ一八六七年意而蘭ニ於テハ一八六五年ノ會計ニ拠ル者ナリ。

蘇格蘭ニ至リテ救貧税ノ外ハ確知シ難シ。故ニ英、意ノ二州ニ比例シテ之ヲ算ス。

第一 救郵

英蘭 六九六万磅

蘇格蘭 八〇万八〇〇〇磅

意而蘭 七九万七〇〇〇磅

總計 八五六万七〇〇〇磅

此ハ賃価ノ六歩税価ノ七歩「磅ニ付」「シルリ」ニ当ル。
「磅ニ付」「五」「ペンス」

第二 コンテュー州郡ノ用度

州郡并番卒ノ費用 官路「レート」

陰溝 水道 波戸場 橋 氏寺

英蘭 四二九万八〇〇〇磅

蘇格蘭 五五万磅

意而蘭 八七万二〇〇〇磅

總計 五七二万磅

第三

タウン 市邑ノ用度

地方ノ庶務 会社 区地ノ入用 改正局 地方ノ局 気燈 市場 氏寺

英蘭 四五一万磅 五〇万磅会社ノ
資費モ此ニ込ム

蘇格蘭 六五万磅

意而蘭 七八万磅

總計 五九四万磅

此外

第四 海務ノ運上

港 水先 灯明台

英蘭 一八七万二〇〇〇磅

蘇格蘭 二五万磅

意而蘭 二二万三〇〇〇磅

總計 二三三万五〇〇〇磅

地方ノ歳入總計二二五六万磅

右ノ全額ヲ取立ル法凡ソ左ノ如シ

租税ニ属スル部

別税 一八五〇万磅

トール其外 一二二万五〇〇〇磅

総計 一九七二万五〇〇〇磅

他ノ歳入ニ属スル者

会社ノ資産 五〇万磅

海務ノ運上 二二三万五〇〇〇磅

総計 二八三万五〇〇〇磅

右合計 二二五六万磅

地方ノ税課ハ一八五〇万磅ニシテ、乃チ國中賃金ノ全額一億四〇〇〇万磅ノ一割三步、即チ税ヲ納ムヘキ産業一億二〇〇〇万磅ノ一割五歩ト為リテ、一磅ニ付三「シルリング」ニ当ルナリ。然レトモ實際ニ於テハ六「ペンス」ヨリ一〇「シルリング」ニ至ルヲ以テ一定ス可ラス。

第九回 租税ノ総算

以上ニ述ル所ハ、即チ全国ノ區別ナリ。今之ヲ総括シテ左ニ表列ス。

官税

第一類 収入及資産ノ税

収入ヨリ納ムル者

収入及資産ノ税 六一七万七〇磅

地稅 一〇九万三〇〇〇磅

法衙ノ積金及規金 二二万八〇〇〇磅

總計 七四八万八〇〇〇磅

財本ヨリ納ムル者

プロバート税 一七七万三〇〇〇磅

レゲーシー税 二一七万二〇〇〇磅

承業ノ税 七二万一〇〇〇磅

証印ノ税 一六〇万二〇〇〇磅

總計 六二五万八〇〇〇磅

収入及資産兩件ノ税全額一三七四万六〇〇〇磅

第二類 用度ノ税

建設

アスセスト税 二三六万磅

競馬金盤狩獵ノ免許料及飼犬 五九万磅

火災請負 六七万四〇〇〇磅

總計 三六二万四〇〇〇磅

穀物茶酒

必用ノ食料 穀物

八七万磅

補養ノ食料

九四七万磅

烟草、酒精

二九一二万磅

用度税ノ總計

四三〇八万四〇〇〇磅

第三類 職業及郵便ノ税

文業及尋常ノ工職

五七万六〇〇〇磅

貿易

一九四万九〇〇〇磅

酒烟売買ノ免許料

一六六万八〇〇〇磅

運輸等

二三六万七〇〇〇磅

總計

六五六万磅

官税ノ全額六三三九万磅

地方ノ別税

第四類 地方ノ別税及トール

救郵

八五六万五〇〇〇磅

「コンチー」州ノ別税及トール 五七二万磅

郡

「トウン」府ノ別税 五四四万磅

合 一九七二万五〇〇〇磅

実税ノ全額八三二一万五〇〇〇磅

第五類 租税ニ非サル歳入

官ニ属スル者

郵便 三三三万磅

公田 三四万磅

雑入 二五九万磅

総計 九一六万磅

地方ニ属スル者

会社ノ資産 五〇万磅

港口ノ運上 二三四万磅

総計 二八四万磅

歳入ノ全額 九二二一万五〇〇〇磅

賦税要覽卷二終

- (一) 彈丸黒子ノ如シ。「ダンガンコクシノゴトシ」(彈丸とほくろの意)地域がきわめて狭いこと。
- (二) 宇内ニ雄飛スル「ウダイニユウヒスル」世界に、勢い盛んに活動するさまをいう。

- (三) 瀟漫〔ビマン〕ひろがりはびこることをいう。
- (四) 正朔〔セイサク〕臣下になることをいう。
- (五) 億兆〔オクチョウ〕多くの人々の意。
- (六) 補助〔ホウジヨ〕補助、援助の意、元來は、力を加えて助けること。
- (七) 遐邇〔カジ〕遠いと近いと。遠近。
- (八) 輻湊スル〔フクソウスル〕四方から物が集まること、転じて集中、雑踏。
- (九) 扶持〔フジ(ヂ)〕助けて世話をする。こと。ふち。
- (一〇) 家収〔カシユウ〕所得の意か。
- (一一) 国民歳収〔コクミンサイシユウ〕国民所得の意か。
- (一二) 其政ヲ修理センカ為メ〔ソノマツリゴトヲシユウリセンカタメ〕政治を行なうための意。
- (一三) 無靠ノ窮民ヲ賑恤シ坊街ノ邏卒ヲ配置シ〔ムコウノキユウミンヲシンジユシボウガイノラソツヲハイチシ〕たよることのできない貧しい人々に施こし恵み、街々にお巡りさんを配置し……………。
- (一四) 超乗〔チョウジョウ〕車に飛びのるが、乗り超すに誤用されている。